

障害者虐待防止法

• 障害者虐待防止法とは

障害者虐待防止法（正式には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。

• 対象となる障害者とは

身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む）のある方や心身の障害や社会的障壁によって日常生活等が困難で援助が必要な人が対象となります。

• 障害者虐待の種類

①養護者による虐待	②福祉施設従事者による虐待	③使用者による虐待
障害者の生活の世話や金銭管理などを行っている家族等から	障害者の福祉施設やサービス事業所で働いている職員から	障害者を雇って働かせている事業主などから

• 障害者虐待の例

①身体的虐待	体に傷や痛みを負わせる暴行や正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。
②性的虐待	無理やり（また同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。
③心理的虐待	侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。
④放棄・放任	食事や入浴、排泄などの世話や介助をせず心身を衰弱させること。
⑤経済的虐待	本人の同意なしに財産や年金等を使うことや理由なく金銭を与えないこと。

障害者の保護や支援とあわせて、「虐待される人」・「虐待してしまう人」にならないために障害サービス利用等による介護負担の軽減や相談支援等を実施しています。

虐待を発見した人には、通報の義務があります。障害者の虐待に係る通報や支援などの相談窓口は、福祉課 障害福祉係 42-2111までお願いします。